

定例会6月会議

定例会6月会議は、6月20日に開会されました。

会議では、条例の一部改正、補正予算、財産の取得、工事請負契約の締結、など町長提出の11件を審議し、いずれも原案のとおり可決し、1件の報告を受けました。

また、議会提案の意見書を可決し、一般質問では、2名の議員が、2項目について、町の対応や考え方をただししました。
 参画者は1名でした。

■条例の一部改正(3件)

○ふるさと応援基金条例の一部改正

【改正内容】

「福島町を応援するために寄せられる寄付金」や、「寄付金を充てることのできる経費」などの、規定等を追加する一部改正。

○福島町放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準を定める条例の一部改正

正

【改正内容】

学校教育法の改正により専門職大学制度が創設されたことに伴う一部改正。

○災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

【改正内容】

災害弔慰金法改正により、貸付利率が「年3パーセント以内で条例で定める率」と定められたことに伴う一部改正。

■計画の変更(1件)

○過疎地域自立促進市町村計画の変更

【変更内容】

今年度予算等に伴う事業の追加。
 ・観光情報発信事業
 ・丸山団地道路整備事業
 ・地域間幹線系統松前木古内

- 線バス車両更新事業
- 美山浄水場前処理施設整備事業
- 耐震性貯水槽新設事業

■規約の変更(3件)

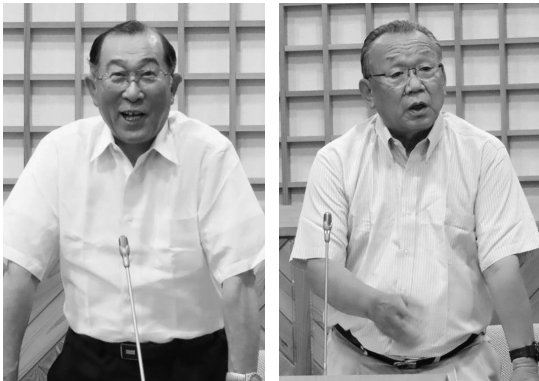
○北海道市町村職員退職手当組合規約の変更

○北海道市町村総合事務組合規約の変更

○北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更

【変更内容】

いずれも、構成団体の減少に伴う規約の変更。



町側と意見交換をする佐藤議員(左)と平野副議長(右)

◎財産の取得内容

区分	内容
取得する財産	福祉バス
内容数量	一台
取得金額	10,089,760円
相手方	有限会社 上嶋環境営繕 代表取締役 上嶋 利洋

◎工事請負契約の締結の内容

区分	内容
目的	丸山団地町営住宅(R1棟)建築主体工事
方法	指名競争入札
金額	84,480,000円
相手方	松前郡福島町 金澤・小鹿経常建設共同企業体 代表者 株式会社 金澤建設 代表取締役 金澤 淳悦

■財産の取得・工事請負契約の締結(2件)

報告

■一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告
追跡調査に対応する方針等の報告。

補正予算の内容

■一般会計補正予算(第2号)
7千86万円を追加し、総額38億6千5百90万3千円となりました。

補正予算の主な内容は、次のとおりです。

○ふるさと応援基金運営費
475万円



補正予算について議論する熊野議員(左)と木村議員(右)

○がんばる地元企業等応援事業費
2,500万円

○ふるさと応援基金費
1,000万円

○がんばる地元企業等応援基金費
658万4千円

○空家等対策支援事業費
300万円

○防災マップ作成事業費
331万1千円

■浄化槽整備特別会計補正予算(第1号)
4百51万2千円を追加し、総額4千4百61万円となりました。

浄化槽設置基数を2基増やし、合計12基に変更する追加補正。



説明を聞く花田議員

議会提出の意見書

意見書1件を可決し、関係機関に送付しました。

■新たな過疎対策法の制定に関する意見書

【意見書の趣旨】

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末で失効となるため、新たな過疎対策法の制定を要望するものです。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月20日

北海道福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣